

諮問日：令和5年3月23日（令和4年度（情）諮問第34号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（情）答申第13号）

件名：東京高等裁判所における特定の裁判手続の意思決定に至る過程、並びにその正当性を合理的、客観的に跡付け、検証することができる文書の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和5年1月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

手数料を納付した時点で、特別抗告準用の「上告提起通知書」を何故直ちに送って来なかったのか。判決は、何に基づいて結論を出したのか。双方合意の契約を何故一方的に破棄又は変更したのか。裁判手続上の瑕疵の究明のため、一連の経緯を含めた意思決定に至る過程、並びに上記事務の正当性を合理的に跡付け検証することのできる文書の開示を求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、「本件開示請求人は、手数料7万2000円を納付しているのにも関わらず、原審裁判長及び同書記官らは、本件請求人に対し「上告提起通知書」を送付して来なかった経緯を含めた意思決定に至る過程、並びにそ

の正当性を合理的、客観的に跡付け、検証することができる文書」及び「本件請求人が違憲主張していたものの、最高裁第二小法廷が、「本件抗告理由は違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであり、特別抗告の事由に該当しない」との判決を導き出した経緯を含めた意思決定に至る過程、並びに何を根拠にして出した結論なのか、それら全体の正当性が客観的、合理的に跡付け、検証することができる文書」の開示を求めるものと解される。

- 2 この点、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であり（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1本文）、裁判事務に関する文書は、司法行政文書開示手続の対象とはならないところ、本件各開示申出は、いずれも特定の裁判手続における裁判官又は裁判所書記官の意思決定について、その判断に至る過程や根拠及びその正当性を客観的、合理的に跡付け、検証できるものの開示を求めるものであり、これらはいずれも特定の裁判について裁判体が裁判を行うために作成するメモなどの内部検討文書等事件の審理・判断作用に関わる文書やその過程で作成される裁判事務に関する文書の開示を求めるものにほかならないため、苦情申出人が開示を求める文書は、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月25日 審議
- ④ 同年9月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所は、本件開示申出について、「本件開示請求人は、手数料7万2000円を納付しているのにも関わらず、原審裁判長及び同書記官らは、本件

請求人に対し「上告提起通知書」を送付して来なかった経緯を含めた意思決定に至る過程、並びにその正当性を合理的、客観的に跡付け、検証することができる文書」及び「本件請求人が違憲主張していたものの、最高裁第二小法廷が、「本件抗告理由は違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであり、特別抗告の事由に該当しない」との判決を導き出した経緯を含めた意思決定に至る過程、並びに何を根拠にして出した結論なのか、それら全体の正当性が客観的、合理的に跡付け、検証することができる文書」の開示を求めるものと解釈しているが、本件開示申出書の記載内容に照らし、その解釈は妥当である。

- 2 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされているのであり、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれない。

そして、本件各開示申出は、いずれも特定の裁判手続における裁判官又は裁判所書記官の意思決定について、その判断に至る過程や根拠及びその正当性を客観的かつ合理的に跡付け、検証できるものの開示を求めるものといえることができる。これらはいずれも、特定の裁判について裁判体が裁判を行うために作成するメモなどの内部検討文書等の事件の審理や判断作用に関わる文書又はその過程で作成される裁判事務に関する文書の開示を求めるものにほかならない。

したがって、苦情申出人が開示を求める文書は、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

苦情申出人の主張は、いずれも具体的な裁判手続に関する不服を述べるにとどまり、上記結論を左右するものではない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

司法行政文書開示目録

以下の通り、司法行政文書の開示を求めます。

開示文書の特定

- 1 上記に関し、民事訴訟規則の（以下「民訴規」という）、第208条は、特別抗告につき（「特別上告」準用）、以下の如く、すなわち適用除外規定に反しない限り、第1項の
「上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する」と定める。
- 2 そこで上記準用の上告の項をみるに、民訴規第189条1項は、以下の如く、要するに、上記同じく適用除外規定に反しない限り
「当事者に上告提起通知書を送達しなければならない」と定める。
- 3 上記法規定下、本件開示請求人は、手数料7万2000円を納付しているのにも関わらず、原審裁判長及び同書記官らは、本件請求人に対し「上告提起通知書」を送付して来ず、実質的裁判権を奪ってしまった。つきましては、開示文書の特定として
ア 上記当該「提起通知書」を送付して来なかった経緯を含めた意思決定に至る過程、並びにその正当性を合理的、客観的に跡付け検証することができる文書の開示。
- 4 上記状況下、最高裁第二小法廷は、以下の如く
「本件抗告理由は違憲というが、その実質は単なる法令違反を主張するものであり、特別抗告の事由に該当しない」と判示した。しかしながら、本件請求人は違憲主張していたものであり、つ

きましたは

イ 上記判決を導き出した経緯を含めた意思決定に至る過程、並びに何を根拠に出した結論なのか、それら全体の正当性が客観的・合理的に跡付け検証することができる文書の開示。